

車両メンテナンス計画

株式会社 木下カンセー

(保守点検について)

- (ア) 日常点検 「日常点検記録表」により管理。
- (イ) 3 箇月点検 営業用貨物自動車及び BDF100%給油車に関しては「点検整備記録簿」を保管。
- (ウ) 1 年点検 全ての使用車両の「点検整備記録簿」を保管。

(点検体制について)

当社の「整備管理規定」による(以下抜粋) BDF100%給油車に関しては営業用貨物自動車と同様に本規定に基づいて管理するものとする。

整備管理の組織

第3条 整備管理の組織は、次のとおりとする。

- (1) 整備管理者は、担当役員の指示により整備管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 代務者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに整備管理者が不在のときは、その職務を代行する。また第 6 条(2)の運行可否の決定その他の職務を代行するにあたって疑義が生じた場合、故障又は事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者に報告し、その指示に従うものとする。
- (3) 代務者は、代務職務を終了して、整備管理者に当該職務を引き継ぐときには整備管理者にその内容を報告するものとする。

権限及び職務

第 5 条 整備管理者は、規則第 32 条第 1 項各号に掲げる権限を有するほか、本規定に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

第 6 条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検(道路運送車両法第 47 条の 2)の実施方法を定め、これを実施すること又は運転者等を実施させること。
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検については、その実施方法を定めて実施すること。又は整備工場等を実施させること。
- (4) 日常点検又は定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること。又は整備工場に実施させること。
- (5) 点検の結果、必要な整備を実施すること。
- (6) 定期点検整備の実施計画を定めて実施すること。
- (7) 点検整備記録簿その他点検整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 事業用自動車の整備管理に関する業務を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は管理すること。